

21 いじめ・不登校等への対応

第3期プラン 2-(2)-イ

児童生徒一人一人の内面に対する共感的な理解を深め、人間的なふれあいを通して、個々の児童生徒の良さや可能性をより発揮できるよう指導する。また、教育活動全体を通じて児童生徒の社会性を培い、自立心や自律性の育成に努めるとともに、生きる喜びと命の大切さを実感させる教育に努める。特に、重要課題となっているいじめ・不登校等については、家庭・地域及び関係機関等と緊密に連携して組織的に対応する。

令和4年度 重点実践事項

- いじめの積極的な認知と、未然防止、早期発見・早期対応における組織的対応の徹底
- 「魅力あるよりよい学校づくり」を軸とした不登校の未然防止、居場所づくりの充実

不登校児童生徒への支援の在り方について (令和元年10月25日 文科省通知より)

- 1 支援に対する基本的な考え方
(支援の視点)
「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、社会的に自立することを目指す必要がある
(学校教育の意義・役割)
フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きい
(家庭への支援)
家庭教育は全ての教育の出発点。不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けが重要
- 2 学校等の取組の充実
 - (1) 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援
 - (2) 不登校を生じないような学校づくり
 - ①魅力あるよりよい学校づくり
 - ②いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり
 - ③児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
 - ④保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築
 - ⑤将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり
 - (3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実
 - (4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保
 - (5) 中学校等卒業後の支援

(別記1より) 学校外の公的機関や民間施設における指導要録上の出欠の取扱いについて

(出席扱いの要件)
不登校児童生徒の社会的な自立を目指すもの、かつ、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となる、個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合

(別記2より) 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

- (1) 保護者と学校の十分な連携・協力関係
- (2) インターネット・遠隔教育システム、郵送、FAXなどを活用した学習活動
- (3) 訪問等による対面指導が行われることを前提
- (4) 学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラム
- (5) 校長は、状況について十分に把握する(定期的報告、連絡会の実施等)
- (6) 基本的に、学校外の公的機関、民間施設で相談・指導を受けられない場合
- (7) 当該学習の計画や内容が適切と判断される場合、成果を評価に反映できる

実践目標

1

学校全体で生徒指導の充実に 組織的に取り組む



重点! ①生徒指導体制の構築

小中高特

校長のリーダーシップのもと、生徒指導の目標や基本方針等に基づき、生徒指導体制について全ての教職員の共通理解を図る。特に、いじめについては、学校いじめ防止基本方針を児童生徒や保護者に周知するとともに、解決にあたっては、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、「いじめ対応チーム」等を中心に組織的に対応する。



重点! ②豊かな人間性を育む学校づくり

小中高特

教科指導をはじめ、あらゆる場面を通して、児童生徒が自他の個性・人権を尊重し、よりよい人間関係を主体的に形成しようとする豊かな集団生活が営まれる学級・学校づくりに取り組む。また、児童生徒の社会性を培い、自立心や自律性の育成、生きる喜びと命の大切さを実感させる教育に努める。

③校内教育相談体制の整備

小中高特

保護者、スクールカウンセラー・キャンパスカウンセラー等と連携し、児童生徒の日常生活における変化に気を配り、校内教育相談体制を充実する。また、災害等の経験や新型コロナウイルス感染症の影響等によりストレスを抱えた児童生徒については、内面の多面的・総合的な理解等、心のケアの充実に努める。

④家庭・地域や相談機関との連携

小中高特

学校だよりや学年・学級通信、ホームページ、保護者会・地域の諸会議等で、学校から情報を発信し、家庭・地域との連携に努める。また、相談機関との連携が図られるよう、「ひょうごっ子悩み相談カード」「いじめ防止啓発チラシ」等の配布により、「電話・面接相談窓口」や「ひょうごっ子SNS悩み相談」を周知する。

⑤関係機関との行動連携

小中高特

課題等を抱える児童生徒の対応については、定期的な情報交換の場の設定等、一人で抱え込むことなく、他の教職員の助言や協力を得て、指導を行う。

また、学校だけで対応しようとするのではなく、スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカー等の助言・協力を得て、関係機関等との連携体制を整備し対応する。

2

子どもたちの学びを支える環境の充実

実践目標

2

問題行動等の未然防止、
早期発見・早期対応を図る**①いじめ問題への対応**

小中高特

定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの積極的な認知に努める。また「いじめ対応マニュアル」や「いじめ未然防止プログラム」を活用し、未然防止、早期発見・早期対応に努める。加えて、各校のいじめ防止基本方針は、定期的に点検・評価を行い、ホームページ等で家庭・地域に発信する。

**②不登校の未然防止と支援の充実**

小中高特

授業づくりや集団づくり、適切な関わり方等、不登校が生じないような取組を充実させるとともに、保護者や教育支援センター（適応指導教室）、県立但馬やまびこの郷等関係機関との連携を密にし、児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。加えて、本県の「民間施設に関するガイドライン」等を適宜活用し、個に応じた適切な支援や居場所づくりを行う。

③問題行動への対応

小中高特

暴力行為や窃盗、薬物乱用、性非行、喫煙等の問題行動に及び児童生徒の背景に目を向け、未然防止を含めた取組を計画的・継続的に行い、自立を支援していく。また、必要に応じ警察やこども家庭センター（児童相談所）等の関係機関と連携して指導にあたる。

④児童虐待の早期発見と対応

全

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を参考に、学校園の教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあるという認識のもと、児童虐待の早期発見・早期対応に努める。また、行政福祉部局やスクールソーシャルワーカー、要保護児童対策地域協議会、こども家庭センター等との連携を図る。

⑤命の教育と自殺の予防

小中高特

児童生徒の自尊感情を育み、命の大切さを実感させる教育活動に取り組む。また、「自殺予防に生かせる教育プログラム」等を活用し、自殺予防に向けた取組を適切かつ効果的に実施するために全ての教職員が共通認識をもつとともに、専門家からの助言を得るなどの連携体制を整える。

関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

民間施設に関するガイドライン(R4.1月更新)	(R3 県教委)
学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(R2.6月改訂)	(R2 文科省)
いじめ対策に係る事例集	(H30 文科省)
いじめ対応マニュアル(H29.8月改訂版)	(H29 県教委)

実践目標

3

児童生徒理解を基盤とした
対応力の向上をめざす**①生徒指導の基盤**

小中高特

児童生徒理解を深め、信頼関係を築くことを基盤とする。そのため「子どもの権利条約」を踏まえ、児童生徒の人権に配慮するとともに、日頃から一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうとする姿勢を心がけ、児童生徒の特徴や傾向をよく理解し、個々の特性や発達段階に応じた指導を行う。

②児童生徒理解に基づく指導

小中高特

不正や反社会的行動に対しては毅然とした指導を行うことが必要であるが、体罰はもとより、教職員による不適切な言動や指導は児童生徒を精神的に追い詰めることを認識し、児童生徒理解に基づく指導方法や指導体制を継続的に工夫・改善する。

③特別な支援を必要とする児童生徒への指導

小中高特

特別な支援を必要とする児童生徒への生徒指導は、本人の特性や児童生徒を取り巻く様々な要因に留意する。また、障害について理解を深め、特別支援教育コーディネーターや関係機関等と連携し、適切な指導・支援を行う。

④豊かな人間性を育む集団づくり

小中高特

集団生活を通して、自他の理解を深め、それぞれの良さを発揮させながら豊かな人間性を育む。また、いじめ等に対しては、児童生徒自身が傍観者ではなく仲裁者として問題を解決していこうとする主体的な集団づくりに努める。

**⑤児童生徒の発するサインへの気付き**

小中高特

日頃から児童生徒との信頼関係を築き、表面上の行動だけでなく、学級内の違和感や児童生徒が発するサイン、SNS等による友だち関係の変化、いじめアンケートの実施等、ささいなことでも決して見逃さないよう積極的な認知に努め、早期発見・早期対応を図る。

⑥他の教職員や関係機関と連携した指導

小中高特

課題等を抱える児童生徒の対応については、定期的な情報交換の場の設定等、一人で抱え込むことなく、他の教職員の助言や協力を得て、指導を行う。また、学校だけで対応しようとするのではなく、スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカー等の助言・協力を得て、関係機関等との連携体制を整備し対応する。

さらに、ヤングケアラーなどの課題については、校内研修等を通じて、教職員に周知を行うとともに、家庭における児童生徒の状況を把握し、関係機関等との連携を図る。

児童の権利に関する条約
(子どもの権利条約)

子どもの基本的な人権を国際的に保障するための条約。日本は1994年に批准。



施策解説P.66